

みのりが丘集会所の利用について

1 利用資格

- (1) みのりが丘区会の会員および準会員
- (2) その他区長が特に認めたとき

2 利用時間及び利用料

前記 (1) の場合 1回 200円 (4時間以後、1時間 100円加算)

前記 (2) の場合 1回 500円 (4時間以後、1時間 100円加算)

(1) 及び (2) に係わらず、区会業務、区会行事、住民親睦会開催補助金制度を利用した親睦会の開催並びにこれらに準ずる使用で区長が特に認めた場合は利用料金を免除します。

3 利用申込方法

- (1) 集会所が開いている時は随時、集会所備付けのカレンダーで空き状況を確認しカレンダーに予約内容を簡記してください。
- (2) 備え付けの「利用申込書」に所定の事項を記入して、集会所入口の郵便受けに入れてください。
- (3) 集会所が開いていない時は、担当役員宅に連絡して集会所を開けてもらってカレンダーを確認、「利用申込書」を記入してください

4 申込期間

最長 6ヶ月

5 鍵の受渡しと利用料の支払い

- (1) 利用当日、担当役員宅で鍵を受取ってください。
- (2) 利用料は集会所内に設置した「集金箱」に現金を投入してください。
* 領収書が必要な方は担当役員に申し出てください (電話でも可)。
- (3) 利用後は鍵を役員宅にお返しくください。その際、役員が不在の場合は集会所入口の郵便受けに入れてください。

6 その他

- (1) 申込みが重複した場合は、当事者間で調整をお願いします。
- (2) 区会行事を優先して使用する場合がありますので、ご了承ください。

【集会所担当役員】 携帯 070 (4076) 1828